

定款抜粋

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 正会員である理事のうちから会長1名及び副会長2名を、理事会において選定する。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 会長及び副会長以外の理事のうちから、専務理事1名を定めることができる。

(役員選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、理事3名以内及び監事1名以内を、正会員以外の学識経験等を有する者の中から総会の決議によって選任することができる。ただし、理事の過半数及び監事の半数は正会員でなければならない。
- 3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。
- 4 会長及び監事は、この法人以外の建築に係る業務団体又は事業者団体の長を兼ねることができない。

運営規則抜粋

(役員 の 推薦)

第 6 条 定款第 23 条第 1 項に規定する役員は、次の (1) 及び (2) の基本理念により、理事会において候補者を選出し、総会の決議によって選任する。また、総会で選任された理事のうちから、理事会において会長及び副会長等を選定する。

(1) 協会の役員は、正会員の総意に基づき、民主的に選出されなければならない。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律の定め に適合するように選出されなければならない。

2 役員候補者の推薦基準は次のとおりとする。

(1) 理事推薦基準

イ 協会（旧奈良県建築防災調査者協会の会員含む）の正会員として 2 年以上の活動経験がある者とし、定款第 24 条の定め に則して選出する。

ロ 活動経験は、総務委員会又は調査委員会の委員として活動した年数の総和とする。

ハ 理事候補者は、総務委員会及び調査委員会から理事会に推薦することができる。

(2) 会長推薦基準

イ 会長候補者は、理事又は監事の経験がある者とし、理事 2 名の推薦があること。

ロ 上記イによる推薦は、別に定める期間内に所定の書式の書面を理事会に提出する。

ハ 会長候補者が複数の場合は、理事会において過半数の推薦を得た者とする。ただし、過半数の推薦を得られなかった場合は、上位 2 名による決選投票とする。

ニ 候補者のない場合は、理事会において選出する。

(3) 副会長推薦基準

会長の推薦する候補者（2 名）とする。

(4) 監事推薦基準

会長の推薦する候補者（2 名）とし、うち 1 名は学識経験を有する者とする ことができる。

(5) 役職兼務の制限

定款第 24 条第 4 項に規定する協会以外の建築に係る業務団体又は事業者団体の長とは、次に掲げる団体の長とする。

一般社団法人奈良県建設業協会（正会員を含む）及びその上部団体

一般社団法人奈良県建築士会及びその上部団体

一般社団法人奈良県建築士事務所協会及びその上部団体

公益社団法人日本建築家協会近畿支部奈良地域会及びその上部団体

一般財団法人なら建築住宅センター